

## みどり市観光協会マスコットキャラクター取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、みどり市観光協会マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 キャラクターの名称及びデザインは、次のとおりとする。

- (1) 名称 小菊 華（こぎく はな）
- (2) デザイン 次のデザイン及び別図デザイン一覧のとおり



### (使用申請)

第3条 キャラクターを使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめみどり市観光協会キャラクター使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、当協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 当協会が共催又は後援する事業を実施する団体等が当該事業に使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当協会が適当と認めるとき。

### (使用承認)

第4条 当協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 当協会の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
  - (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
  - (4) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
  - (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
  - (6) 一定の公益性を欠くおそれがあるとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、当協会がキャラクターの使用について不適當と認めるとき。
- 2 前項の規定により承認することと決定したときは、みどり市観光協会キャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクター承認を受けた者は、その使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 承認された用途のみに使用し、当協会の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用者は、キャラクターの使用に関する権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 商標登録出願及び意匠登録出願等を行わないこと。
- (4) 第2条に規定するデザインの改変、応用使用はしないこと。
- (5) 当協会が認める場合を除き、キャラクターに近接して、次に掲げるいずれかの表記を適正に付すこと。

ア みどり市観光協会マスコットキャラクター 小菊 華

イ 小菊 華

ウ みどり市観光協会マスコットキャラクター

エ ©2023 midorishikankoukyukai

- (6) 承認にかかる物品等については、製作を行う前に必ず見本を当協会に提出し、上記の遵守事項に反していない当協会と確認すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 当協会は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領及び承認の内容に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当協会がキャラクターの使用について不相当と認めるとき。

2 当協会は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、みどり市観光協会キャラクター使用承認取消通知書（様式第3号）により通知する。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、当該使用承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 当協会は、使用承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。